



# 金沢市公報

## 号外第4号の3

令和7年(2025年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ		
<b>●規 則</b>			
○行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則 (総務課)	1	○市長事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (総務課)	14
○金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則 (人事課)	3	○金沢市職名規則の一部を改正する規則 (人事課)	15
○金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (〃)	4	○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (〃)	15
○金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (総務課)	6	○金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 (〃)	15
○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (文書法制課)	12	○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (〃)	16

## 規 則

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市長 村山 卓

### ●金沢市規則第20号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市税賦課徴収条例施行規則(昭和35年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「総務局市民税課」を「総務局納稅課」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「総務局税務課」を「総務局市民税課」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 総務局次長(税務を担当する次長に限る。)

第6条第2項中「税務課長」を「納稅課長」に改める。

第17条中「税務課長、資産税課長及び市民税課長」を「市民税課長、資産税課長及び納稅課長」に改める。

(金沢市公印規則の一部改正)

第2条 金沢市公印規則(昭和50年規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表工の表登記事務用市長印の項中「税務課長」を「納稅課長」に改め、同工の表税務事務用市長印の項中

納税通知書、特別徴収税額通知書、還付通知書、充当通知書、督促状、催告書、課税明細書、地方税法（昭和25年法律第226号）第422条の3の規定による固定資産価格通知書、車検用軽自動車税（種別割）納税証明書及び標識交付証明書並びに宿泊税の特別徴収に関する文書	税務課長
国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条の規定による質問及び検査に関する文書、徴収猶予許可通知書、差押書、交付要求書、公売通知書、地方税法第20条の2の規定による公示送達に関する公告文書その他の滞納整理に関する文書	税務課長

を

納税通知書、特別徴収税額通知書、還付通知書、充当通知書、督促状、催告書、課税明細書、地方税法（昭和25年法律第226号）第422条の3の規定による固定資産価格通知書、車検用軽自動車税（種別割）納税証明書及び標識交付証明書並びに宿泊税の特別徴収に関する文書	市民税課長
国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条の規定による質問及び検査に関する文書、徴収猶予許可通知書、差押書、交付要求書、公売通知書、地方税法第20条の2の規定による公示送達に関する公告文書その他の滞納整理に関する文書	納税課長

に改め、

同工の表証明用市長印の項中「税務課長」を「資産税課長」に、「内水整備課長」を「河川水防課長」に改め、同表才の表登記事務用市長職務代理者印の項中「税務課長」を「納税課長」に改め、同才の表税務事務用市長職務代理者印の項中

市長職務代理者名をもつてする納税通知書、特別徴収税額通知書、還付通知書、充当通知書、督促状、催告書、課税明細書、地方税法第422条の3の規定による固定資産価格通知書、車検用軽自動車税（種別割）納税証明書及び標識交付証明書並びに宿泊税の特別徴収に関する文書	税務課長
市長職務代理者名をもつてする国税徴収法第141条の規定による質問及び検査に関する文書、徴収猶予許可通知書、差押書、交付要求書、公売通知書、地方税法第20条の2の規定による公示送達に関する公告文書その他の滞納整理に関する文書	税務課長

を

市長職務代理者名をもつてする納税通知書、特別徴収税額通知書、還付通知書、充当通知書、督促状、催告書、課税明細書、地方税法第422条の3の規定による固定資産価格通知書、車検用軽自動車税（種別割）納税証明書及び標識交付証明書並びに宿泊税の特別徴収に関する文書	市民税課長	
市長職務代理者名をもつてする国税徴収法第141条の規定による質問及び検査に関する文書、徴収猶予許可通知書、差押書、交付要求書、公売通知書、地方税法第20条の2の規定による公示送達に関する公告文書その他の滞納整理に関する文書	納税課長	に改め、

同才の表証明用市長職務代理者印の項中「税務課長」を「資産税課長」に、「内水整備課長」を「河川水防課長」に改め、同表力の表出納員印の項中「税務課出納員」を「納税課出納員」に改める。

(金沢市準用河川管理規則の一部改正)

第3条 金沢市準用河川管理規則（昭和50年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第38条の2」を「第38条の4」に、「土木局内水整備課」を「土木局河川水防課」に改める。

(金沢市市政情報コーナー設置規則の一部改正)

第4条 金沢市市政情報コーナー設置規則（平成6年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「都市政策局広報広聴課」を「総務局文書法制課」に改める。

(金沢市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部改正)

第5条 金沢市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則（平成11年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「総務局デジタル行政戦略課」を「総務局総務課」に改める。

(金沢市住民基本台帳ネットワークシステム運営管理規則の一部改正)

第6条 金沢市住民基本台帳ネットワークシステム運営管理規則（平成14年規則第68号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「デジタル行政戦略課長」を「デジタル政策課長」に改める。

第7条第3項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 都市政策局長

第10条第1項、第13条第2項及び第16条第2項中「デジタル行政戦略課長」を「デジタル政策課長」に改める。

(金沢市情報セキュリティに関する規則の一部改正)

第7条 金沢市情報セキュリティに関する規則（平成15年規則第86号）の一部を次のように改正する。

第9条中「デジタル行政戦略課長」を「デジタル政策課長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市長 村山 卓

#### ●金沢市規則第21号

金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例1号。以下「条

例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第2条 任命権者は、条例第2条各項の規定に基づき、選考により、任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならない。

(一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)

第3条 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「一般任期付職員」という。)であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号。以下「初任給規則」という。)別表第2に定める級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)の規定による正規の試験の区分に対応する試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当する者として市長が認めたものについては、同表の試験欄の正規の試験の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

2 一般任期付職員に対して初任給規則第10条第1項第2号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。

(一般任期付職員の号給の決定の特例)

第4条 新たに一般任期付職員となった者の号給は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該一般任期付職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給規則別表第6に定める初任給基準表(以下この条において「初任給基準表」という。)を適用して得られる初任給(前条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給)を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。

(一般任期付職員の初任給規則の適用に関する読み替え)

第5条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、初任給規則第9条第1号中「第17条第1号又は第2号」とあるのは「金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則(令和7年規則第21号)第4条」と、初任給規則第25条第1項第2号中「第17条」とあるのは「金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則第4条」として、これらの規定を適用する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第22号

金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第3項第3号中「第18条第1項」の次に「又は金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和7年条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第4条」を加える。

第9条中「ある職員」の次に「及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」を加える。

第13条の2の2第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同項第2号中「次号」の次に「及

び第4号」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 特定期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項(職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号。以下「育児休業条例」という。)第17条第3項(育児休業条例第19条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号、次項第4号及び第16条の4第2項第1号において同じ。)の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 12,000円
- イ 5号給 10,000円
- ウ 2号給から4号給まで 8,500円
- エ 1号給 7,000円

第13条の2の2第2項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同項第2号中「次号」の次に「及び第4号」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 特定期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 6,000円
- イ 5号給 5,000円
- ウ 2号給から4号給まで 4,300円
- エ 1号給 3,500円

第14条第7号中「職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号。以下「育児休業条例」という。)」を「育児休業条例」に改める。

第16条の4中「第2条の3の規定により管理職手当を支給する職員」を「次に掲げる職員」に改め、「とし、条例第21条第5項の100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合は、別表第2の右欄に掲げる区分が1種の職を占める職員については100分の15、2種の職を占める職員については100分の10、3種の職を占める職員については100分の8、4種又は5種の職を占める職員については100分の6」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 第2条の3の規定により管理職手当を支給する職員
  - (2) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(4号給以下の号給を受ける職員を除く。)
- 第16条の4に次の1項を加える。

2 条例第21条第5項の100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員のうち別表第2の右欄に掲げる区分が1種の職を占める職員、前項第2号に掲げる職員のうち任期付職員条例第7条第1項の給料表の6号給以上の号給及び同条第3項の規定により決定された給料月額を受ける職員 100分の15
  - (2) 前項第1号に掲げる職員のうち別表第2の右欄に掲げる区分が2種の職を占める職員及び同項第2号に掲げる職員のうち前号に掲げる職員以外の職員 100分の10
  - (3) 前項第1号に掲げる職員のうち別表第2の右欄に掲げる区分が3種の職を占める職員 100分の8
  - (4) 前項第1号に掲げる職員のうち別表第2の右欄に掲げる区分が4種又は5種の職を占める職員 100分の6
- 第19条の5に次の1号を加える。

- (3) 特定期付職員 100分の262.5

別表第1中医療職給料表(3)の項の次に次のように加える。

任期付職員条例第7条第1項の給料表	5号給以上の号給及び任期付職員条例第7条第3項(育児休業条例第17条第3項(育児休業条例第19条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された給料月額を受ける職員	100分の20
	4号給及び3号給を受ける職員	100分の15
	2号給及び1号給を受ける職員	100分の10

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第2条 通勤手当に関する規則（昭和33年規則第42号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「又は第21条第1項」を「若しくは第21条第1項又は金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第1号）第9条第1項」に改める。

（金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則（昭和46年規則第52号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第18条第1項」の次に「又は金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第1号）第4条」を加える。

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第4条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「任用した」を「採用した」に改め、同条第2号中「任期付短時間勤務職員」を「育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」に改める。

（金沢市職員就業規則の一部改正）

第5条 金沢市職員就業規則（昭和24年規則第135号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第18条第1項」の次に「又は金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第1号）第4条」を加える。

（技能労務職員の給与に関する規則の一部改正）

第6条 技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された技能労務職員である職員（以下「特定任期付技能労務職員」という。）に係る給料表及びその適用については、同条例第7条第1項に規定する特定任期付職員の例による。

第4条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、特定任期付技能労務職員には適用しない。

第5条の2第2項中「第18条第1項」の次に「又は金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条」を加える。

第7条中「において」の次に「、特定任期付技能労務職員を除き」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市長 村 山 卓

#### ●金沢市規則第23号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則（平成23年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「	地域力再生課 広報広聴課	地域力再生係 広報企画係 市政情報係	」を
「	地域力再生課 デジタル政策課	地域力再生係 デジタル推進係 システム管理係	に、

総務局	秘書課 総務課 庁舎警備室	秘書係 総務係 財産管理係	を
-----	---------------------	------------------	---

総務局	市長室	秘書課 広報戦略課	秘書係 広報戦略係	に、
		総務課 行政経営室 庁舎警備室	総務係 財産管理係	

	デジタル行政戦略課 財政課 税務課 収納推進室 資産税課 市民税課	行政経営係 デジタル推進係 システム管理係 財政係 庶務係 収入管理係 諸税係 納税第1係 納税第2係 納税第3係 庶務係 土地第1係 土地第2係 家屋第1係 家屋第2 係 債却資産係 庶務係 個人課税第1係 個人課税第2係 個人課税第3 係 個人課税第4係 個人課税第5係 法人課税係	を

	財政課 市民税課 資産税課 納税課	財政係 庶務係 個人課税第1係 個人課税第2係 個人課税第3 係 個人課税第4係 個人課税第5係 諸税係 庶務係 管理係 土地第1係 土地第2係 家屋第1係 家屋第2係 債却資産係 庶務係 収入管理係 納税第1係 納税第2係 納税第3 係 納税第4係	に、

	スポーツ振興課	スポーツ振興係	を
--	---------	---------	---

	スポーツ振興課	企画係 施設係	に、
--	---------	---------	----

経済局	産業政策課	産業政策係	を
-----	-------	-------	---

経済局	産業政策課	企画係 政策推進係	に、
-----	-------	-----------	----

	内水整備課 營繕課	企画庶務係 管理係 改良係 雨水施設係 設備係 施設保全係 建築第1係 建築第2係 設備係 土木係	を

	河川水防課 營繕課	企画庶務係 管理係 改良係 雨水施設係 設備係 施設保全係 施設長寿命化係 建築第1係 建築第2係 設備係 土木係	に

改め、同条第3項中「交通政策監を」の次に「、経済局に営業政策監を」を加える。

第4条の表広報広聴課の項を削り、同表中

「交通政策課	交通企画係	1 交通政策の企画、立案及び推進に関する事項	」を
「デジタル政策課	デジタル推進係	1 デジタル政策の企画及び調整に関する事項 2 情報通信技術の利活用の推進に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他係に属しない事項	に
	システム管理係	1 情報システムの開発支援及び運用管理に関する事項	
交通政策課	交通企画係	1 交通政策の企画、立案及び推進に関する事項	」

改める。

第5条の表秘書課の項を削り、同表中

「	」	7 行政組織に関する事項 8 市長会に関する事項 9 課の庶務に関する事項 10 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項 11 他局に属しない事項	」を
---	---	--	----

「	」	7 市長会に関する事項 8 課の庶務に関する事項 9 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項 10 他局に属しない事項	」に、
---	---	---	-----

「	」	1 本庁舎内の警備に関する事項	」を
---	---	-----------------	----

行政経営室	1 行政改革に関する事項 2 行政運営の効率化及び適正化に係る企画及び調整に関する事項 3 行政評価に関する事項 4 行政組織に関する事項 5 外部監査に関する事項 6 関係公益財団法人等の指導及び連絡調整に関する事項 7 民間活力の導入検討に関する事項	」に、
庁舎警備室	1 本庁舎内の警備に関する事項	」

「	」	5 特定歴史公文書等の保存、利用等に関する事項 6 公文書館に関する事項 7 公印に関する事項 8 公平委員会に関する事項 9 知的財産権に関する事項	」を
---	---	---	----

		5 市政情報の提供に関する事項 6 情報公開及び個人情報保護に関する事項 7 特定歴史公文書等の保存、利用等に関する事項 8 公文書館に関する事項 9 公印に関する事項 10 公平委員会に関する事項 11 知的財産権に関する事項	に
--	--	--	---

改め、同表デジタル行政戦略課の項を削り、同表税務課の項から市民税課の項までを次のように改める。

市民税課	庶務係	1 税務の統括に関する事項 2 税務に関する企画及び調整に関する事項 3 個人市民税（県民税及び森林環境税を含む。以下同じ。）の賦課に関する事項（他係が所管する事項を除く。） 4 税思想の普及向上に関する事項 5 固定資産評価審査委員会に関する事項 6 課の庶務に関する事項 7 税務事務で他課及び他係に属しない事項	
	個人課税第1係	1 個人市民税の賦課に関する事項 (各係は、課長が定める区分の住民等をそれぞれ対象とする。)	
	個人課税第2係		
	個人課税第3係		
	個人課税第4係		
	個人課税第5係		
資産税課	諸税係	1 法人市民税の賦課に関する事項 2 市たばこ税、鉱産税、入湯税、事業所税及び宿泊税の賦課に関する事項	
	庶務係	1 固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び特別土地保有税の賦課に関する事項 2 国有資産等所在市町村交付金に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他係に属しない事項	
	管理係	1 固定資産課税台帳等に関する事項 2 市税（県民税及び森林環境税を含む。以下同じ。）に係る各種証明及び閲覧に関する事項	
	土地第1係	1 土地の評価に関する事項 (各係は、課長が定める区域等をそれぞれ対象とする。)	
	土地第2係		
	家屋第1係	1 家屋の評価に関する事項 (各係は、課長が定める区域等をそれぞれ対象とする。)	
納税課	家屋第2係		
	償却資産係	1 償却資産の評価に関する事項	
納税課	庶務係	1 地方譲与税、県税に関する交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事項 2 市税の収入の整理に関する事項 3 県民税及び森林環境税の払込みに関する事項 4 納税協力会及び納税貯蓄組合に関する事項 5 課の庶務に関する事項 6 他係に属しない事項	

収入管理係	1 市税の収納に関する事項 2 市税の過誤納金及び還付金の還付、充当及び納付委託に関する事項 3 紳税環境の整備に関する事項 4 口座振替による納税に関する事項
納税第1係	1 市税の督促及び滞納処分に関する事項
納税第2係	(各係は、課長が定める区域の住民等をそれぞれ対象とする。)
納税第3係	
納税第4係	

第5条に次の1項を加える。

2 市長室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

局等・課・係	分掌事務	
市長室	1 秘書及び広報に関する事項	
秘書課	秘書係	1 秘書に関する事項 2 交際及び儀式に関する事項 3 褒賞等の進達に関する事項
広報戦略課	広報戦略係	1 広報の総合的企画及び連絡調整に関する事項 2 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、出版物等による広報に関する事項

第6条の表スポーツ振興課の項を次のように改める。

スポーツ振興課	企画係	1 スポーツ振興施策の企画及び推進に関する事項 2 スポーツ・レクリエーション活動の普及奨励並びに団体等の指導助言及び育成に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他係に属しない事項
	施設係	1 スポーツ施設の整備及び管理運営に関する事項 2 公益財団法人金沢市スポーツ事業団に関する事項

第7条第1項の表中

産業政策課	産業政策係	1 産業政策の企画及び調整に関する事項
		2 起業支援に関する事項
		3 食文化の継承及び振興に関する事項
		4 貿易の振興に関する事項
		5 産学連携に関する事項
		6 中小企業の金融に関する事項
		7 I Tビジネスプラザ武蔵に関する事項
		8 金沢未来のまち創造館に関する事項
		9 局の所管事務で他課に属しない事項

を

産業政策課	企画係	1 産業行政の企画及び調整に関する事項 2 起業支援に関する事項 3 産学連携に関する事項 4 中小企業の金融に関する事項 5 課の庶務に関する事項 6 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
	政策推進係	1 産業振興施策の推進に関する事項 2 食文化の継承及び振興に関する事項 3 貿易の振興に関する事項 4 I Tビジネスプラザ武蔵に関する事項 5 金沢未来のまち創造館に関する事項

「金沢テクノパークへの企業誘致その他の企業立地」を「企業誘致」に改める。

第9条の表市民協働推進課の項を次のように改める。

市民協働推進課	市民協働推進係	1 市民参加及び協働による市政の推進に関する次に掲げる事項 ア 市民参加の推進に関する事項 イ 広聴に関する事項 ウ 市民活動団体等との協働の推進に関する事項 エ ボランティア活動その他市民活動の促進に関する事項 オ 学生のまちの推進に関する事項 カ 地縁による団体の認可に関する事項 キ グッドマナーの推進及びぽい捨て等の防止に関する事項 ク 公益社団法人金沢ボランティア大学校に関する事項 2 地域コミュニティの活性化の推進に関する事項 3 住居表示等に関する次に掲げる事項 ア 旧町名の復活の推進に関する事項 イ 町名及び町の区域の変更に関する事項 ウ 住居表示の整備に関する事項（市民課が所管する事項を除く。） 4 市民相談に関する事項 5 市民活動サポートセンターに関する次に掲げる事項 ア 市民活動団体等の活動への支援に関する事項 イ 市民活動団体等の相互の連携の促進に関する事項 ウ 市民活動サポートセンターの管理運営に関する事項 6 金沢学生のまち市民交流館に関する次に掲げる事項 ア 学生と市民との交流の促進に関する事項 イ 自主的なまちづくり活動に対する支援に関する事項 ウ 金沢学生のまち市民交流館の管理運営に関する事項 7 局の所管事務で他課に属しない事項
	近江町交流プラザ	1 市民の学習活動、食育の推進のための研修会等その他市民交流の促進に関する事項 2 近江町交流プラザの管理運営に関する事項

第10条第1項の表中

		3 保健師の研修の企画及び実施に関する事項
		4 妊婦のための支給給付に関する事項

改める。

第14条の表中「内水整備課」を「河川水防課」に、

	建築第1係	1 市有施設の建築に係る営繕に関する事項（他課に属する事項等を除く。）
	建築第2係	
	施設長寿命化係	1 市有施設の長寿命化に関する事項（他課に属する事項等を除く。）
	建築第1係	1 市有施設の建築に係る営繕に関する事項（他課に属する事項等を除く。）
	建築第2係	

改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市長 村 山 卓

#### ●金沢市規則第24号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「中央卸売市場及び公設花き地方卸売市場所掌事務の処理に関する所管局長は卸売市場長と、」を削り、「総務局長とそれぞれ」を「、総務局長と」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 この規則中次の各号に掲げる所掌事務の処理に関する所管次長は、当該各号に定める職にある職員とそれぞれ読み替えて別表第1及び別表第2の規定を適用する。

- (1) 交通政策課所掌事務 交通政策監
- (2) 秘書課及び広報戦略課所掌事務 市長室長
- (3) 次に掲げる所掌事務 営業政策監
  - ア 営業戦略室所掌事務
  - イ 産業政策課所掌事務（食文化に関する事項で市長が指定するものに限る。）
  - ウ 企業誘致室所掌事務
  - エ クラフト政策推進課所掌事務
  - オ 観光政策課所掌事務
- (4) 中央卸売市場及び公設花き地方卸売市場所掌事務 卸売市場長
- (5) 保健所所掌事務 保健所長
- (6) 会計課所掌事務 会計管理者

第12条（見出しを含む。）中「教育長」を「教育次長」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（決裁順序の特例）

第13条の2 第12条から前条までに規定する場合（教育委員会事務局職員に補助執行させる場合に限る。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「副市長」とあるのは、「教育長及び副市長」とする。

第14条中「前条」を「第13条」に改める。

第15条第2項中「教育長」を「教育次長」に、「教育次長」を「教育委員会事務局の各課長及び市立工業高等学校

事務局長」に改める。

別表第1組織及び人事管理の表第2号の項中「デジタル行政戦略課」を「総務課」に改め、別表第1事務の執行の表第25号の項中「広報広聴課」を「文書法制課」に改め、別表第1財産管理の表第3号の項中「貸付け」の次に「を行い、又は地上権若しくは地役権の設定をすること。」を加える。

別表第2都市政策局の表広報広聴課の項を削り、別表第2総務局の表秘書課の項の次に次のように加える。

広報戦略課	1 新聞等による広報の実施				○	
-------	---------------	--	--	--	---	--

別表第2総務局の表総務課の項中「貸付け」の次に「又は貸付け以外の方法により普通財産の使用若しくは収益をさせること。」を加え、同総務局の表税務課の項から市民税課の項までを次のように改める。

市民税課	1 市県民税及び森林環境税に係る特別徴収義務者の指定				○	
	2 市県民税及び森林環境税の特別徴収に係る納期の特例の承認				○	
	3 入湯税の課税免除				○	
	4 事業所税に係る徴収猶予、免除及び徴収猶予の取消しの決定		○			
	5 宿泊税に関すること。 (1) 特別徴収義務者の指定及び登録				○	
	(2) 特別徴収に係る納期の特例の承認				○	
	(3) 徴収不能額等の還付及び納入義務の免除		○			
	6 固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び特別土地保有税以外の市税に係る非課税の認定				○	
	7 固定資産の価格の決定及び修正		○			
	8 固定資産評価審査委員会に対する弁明書の提出		○			
資産税課	3 固定資産税、都市計画税及び軽自動車税に係る非課税の認定				○	
	4 軽自動車税の課税免除				○	
	5 特別土地保有税に係る徴収猶予、免除及び徴収猶予の取消しの決定		○			
	6 納税協力会の設立の承認				○	
	7 市税の滞納整理に関すること。 (1) 滞納処分の執行停止の決定及び取消し		○			
納稅課	(2) 差押え及び差押解除の決定		○			
	(3) 公売及び公売財産の見積価格の決定及び公告		○			
	(4) 換価代金の配当計算書の認定				○	
	(5) 更生債権の届出の承認		○			
	(6) 更生計画案に対する意見の決定		○			
	(7) 徴収猶予の決定及び取消し				○	

(8) 換価猶予の決定及び取消し				○	
(9) 繰上徵収の決定				○	
(10) 参加差押え及び参加差押解除の決定並びに参加差押えの失効の承認				○	
(11) 交付要求及び交付要求解除の決定並びに交付要求の失効の承認				○	
(12) 公売財産の売却の決定及び取消し				○	
(13) 換価代金の充当の承認				○	
(14) 徵収金の納付又は納入の委託				○	
3 市税に係る振込金（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が取り扱うものに限る。）の処理				○	
4 徵収の嘱託及び受託の承認				○	

別表第2 福祉健康局の表中

3 乳幼児に係る集団健康診査の対象者の決定				○	
4 医療保護入院が必要な精神障害者に対し、親族等がない場合の保護者の決定				○	
5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項の規定による調査の実施及び報告				○	

を

3 妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の支給の決定				○	
4 乳幼児に係る集団健康診査の対象者の決定				○	
5 医療保護入院が必要な精神障害者に対し、親族等がない場合の保護者の決定				○	
6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項の規定による調査の実施及び報告				○	

に

改め、別表第2 土木局の表内水整備課の項中「内水整備課」を「河川水防課」に改める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

市長事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市長 村山 卓

## ●金沢市規則第25号

市長事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長事務の補助執行に関する規則（昭和40年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1号中「金沢市教育長」を「金沢市教育委員会事務局教育次長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市長 村 山 卓

#### ●金沢市規則第26号

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市職員職名規則（昭和28年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「交通政策監」を「交通政策監 営業政策監」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市長 村 山 卓

#### ●金沢市規則第27号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「一般社団法人金沢クラフトビジネス創造機構」を

「一般社団法人金沢クラフトビジネス創造機構  
地方税共同機構」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市長 村 山 卓

#### ●金沢市規則第28号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中

総務課	作業服（上、下）	1		を
	作業服（夏）（上、下）	2		

デジタル政策課	作業服（上、下）	1		に
総務課	作業服（上、下）	1		
行政経営室	作業服（夏）（上、下）	2		

改め、同表デジタル行政戦略課の項を削り、同表中

税務課 収納推進室	防寒衣	1	常時府外で市税の徴収事務に従事する者に限る。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
資産税課	作業服(上、下)	1	評価事務(償却資産に係るもの除く。)担当者に限る。
	作業服(夏)(上、下)	1	
	防寒衣	1	

を

資産税課	作業服(上、下)	1	評価事務(償却資産に係るもの除く。)担当者に限る。
	作業服(夏)(上、下)	1	
	防寒衣	1	
納税課	防寒衣	1	常時府外で市税の徴収事務に従事する者に限る。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

に、

「内水整備課」を「河川水防課」に、「及び東部共同調理場長」を「、東部共同調理場長及び南部共同調理場長」に、「小立野調理場長」を「小立野共同調理場長」に改める。

別表第2第2項の表中「内水整備課」を「河川水防課」に改める。

別表第6第2項の表中

	調理衣	4	保育所に限る。	」を

	ファン付作業服(扇風機 その他の空調用電気機械 器具を取り付けた衣服を いう。)	1	教育総務課、市立小・中学校、市立工業高等 学校及びキゴ山ふれあい研修センターに限 る。	」に、
		4		

市立小・中学校、市立工業高等 学校及びキゴ山ふれあい研修セ ンターに限る。	を	教育総務課、市立小・中学校、 市立工業高等学校及びキゴ山ふ れあい研修センターに限る。
---	---	---

に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(「及び東部共同調理場長」を「、東部共同調理場長及び南部共同調理場長」に改める部分に限る。)は、同年9月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市長 村 山 卓

#### ●金沢市規則第29号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第2市長の事務部局の項中「危機管理監」を「営業政策監 危機管理監 会計管理者」に、「卸売市場長 会計管理者」を「市長室長 卸売市場長」に、「課長 都市再生推進室長」を「課長」に、「収納推進室長 誘客推進室長 農業センター所長」を「文化活動支援室長 金沢港活性化推進室長 企業誘致室長 農業センター所長 市場再整備室長」に、「森本市民センター所長 安原市民センター所長」を「森本市民センター所長」に、「設計技術管理室長」を「建物安全推進室長 空き家活用室長 生活道路室長」に、「文化活動支援室長 営業戦略室長 金沢港活性化推進室長 企業誘致室長 市場再整備室長 児童家庭相談室長 戸室新保埋立場長 建物安全推進室長 空き家活用室長」を「都市再生推進室長 行政経営室長 営業戦略室長 誘客推進室長 児童家庭相談室長 戸室新保埋立場長 西部環境エネルギーセンター所長 設計技術管理室長」に、「がけ地対策室長 生活道路室長 被災地区復旧推

進室長」を「がけ地対策室長」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「その他の担当課長（市長が定める担当課長を除く。）」を「担当事務局長補佐」に、「事務局担当局長 その他の担当課長（市長が定める担当課長に限る。）」を「その他の担当課長」に改め、同表議会の事務部局の項中「担当次長」を「課長 その他の担当課長（市長が定める担当課長に限る。）」に、「その他の担当課長」を「その他の担当課長（市長が定める担当課長を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年(2025年)3月31日 発行 発行人  
発行所  
編集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市  
金沢市役所  
(株)共栄